平成5年3月30日和歌山県条例第1号

(設置)

第1条 歴史資料として重要な文書その他の資料(以下「文書等」という。)の収集及び保存を 行うとともに、これらの活用を図り、もって県民の学術及び文化の発展に寄与するため、和歌 山県立文書館(以下「文書館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 文書館は、和歌山市に置く。

(業務)

- 第3条 文書館は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 文書等の収集及び保存に関すること。
 - (2) 文書等の利用に関すること。
 - (3) 文書等の調査研究に関すること。
 - (4) 資料集等の編さん及び刊行に関すること。
 - (5) 文書等についての知識の普及啓発に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的を達成するため必要な業務

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の規定は、同年7月31日から施行する。